

ふれあいスポーツ大会参加奨励費交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、四国中央市における予選会の少ない競技スポーツ及びレクリエーション的スポーツ(以下「ふれあいスポーツ大会」と称する。)の全国大会参加者に対し、公益財団法人四国中央市体育協会が奨励費を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(奨励の対象)

第2条 奨励費は、ふれあいスポーツ大会の全国大会参加者で、次の各号に該当するものに四国中央市を代表して参加する団体又は個人に対して予算の範囲内で交付する。

- (1) 公益財団法人日本体育協会又はこれに加盟している競技団体並びにレクリエーション的関連団体が主催する全国大会参加であること。
- (2) 主催者及び関係団体において交通費、宿泊費等が支給されない全国大会であること。

(奨励費の額)

第3条 奨励費の額は、次の第1号に定める額に第2号による人数を乗じて得た額とする。但し、1チームにかかる総額の限度額は、30,000円とする。

- (1) 監督・コーチ・選手各1名に対し、3,000円とする。
- (2) 各種目の競技規則による指導者及び選手の数(当該開催要項に定められた人員の範囲内に限る。)

(奨励費の交付申請及び交付決定)

第4条 奨励費の交付を受けようとする者は、(以下「申請者」という。)は、奨励費交付申請書(第1号様式)を、全国大会参加前までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査して、奨励費の交付の可否を決定し、当該申請書に奨励費交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(奨励費の請求及び交付)

第5条 前条第2項の規定により奨励費の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに奨励費交付請求書(第3号様式)により、奨励費の交付請求を行わなければならない。

2 会長は、前項の規定により提出された奨励費交付請求書の内容を審査し、適当で

あると認めるときは、その請求に基づき、奨励費を交付する。

(実績報告)

第6条 交付対象者は、全国大会が終了後速やかに実績報告書(第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(奨励費の交付取消し及び返還)

第7条 会長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励費の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 不正の手段により奨励費を受けたとき。
- (2) 奨励費を他の用途に使用したとき。
- (3) 奨励費交付の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により奨励費の交付の決定の取り消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励費が交付されているときは、当該奨励費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この要綱は、公益財団法人四国中央市体育協会の移行の登記の日(平成24年6月11日)から施行する。

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。